

南三陸

お知らせ版

2016年11月15日発行
編集・発行/南三陸町企画課

移住・定住を希望される方に仮設住宅を貸与します

町では、本町への移住・定住を希望される方に対し、暫定的措置として仮設住宅を貸与します。仮設住宅の貸与については、定住促進住宅の増築、または更なる災害公営住宅一般開放までの間とし、平成30年3月31日を期限として、次のとおり仮申し込みを受け付けます。

- ◇募集対象者 現在、町外にお住まいで町内への移住を予定されている方
- ◇募集戸数 10戸程度（1DK、2DKのいずれか）
- ◇募集期間 11月16日（水）から12月9日（金）まで
- ◇入居開始予定 平成29年1月下旬
- ◇その他 貸与する仮設住宅については、あらかじめ町が指定する団地・部屋となります。また、ご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。詳しくは町公式ホームページをご覧ください。



申込・問い合わせ 企画課地方創生・官民連携室 ☎46-1371

都市計画変更に関する説明会の開催

志津川都市計画区域マスタープラン見直しに関する説明会・公聴会を開催します。

説明会		公聴会	
日時	会場	日時	会場
12月1日（木） 午後7時から	役場2階大会議室	12月12日（月） 午後7時から	ポータルセンター会議室

※素案の内容は県公式ホームページ（<http://www.pref.miyagi.jp/tosikei/>）をご覧ください。

※公聴会に関する公述申し出の締め切りは12月5日（月）までとします（当日消印有効）。詳細については、宮城県公報（11月25日発行）を参照願います。なお、公述の申し出がない場合は公聴会を中止し、その旨を県公式ホームページでご案内します。



問い合わせ 復興市街地整備課復興都市整備係 ☎46-1382
宮城県都市計画課 ☎022-211-3134

南三陸警察署からのお知らせ

問い合わせ 南三陸警察署 ☎46-3131

地域課から 「子ども」が犯罪被害に遭わないために

宮城県内において、子どもが知らない大人から声を掛けられたり、写真を撮られたりする事案が発生しています。

それだけでは、犯罪にならないものがほとんどですが、誘拐などの事件に発展するおそれがあります。

子どもが犯罪に巻き込まれないために大人ができる5つのこと

- 1 子どもと一緒に外出するときは、子どもから目を離さないようにしましょう。
- 2 子どもが1人で外出するときは、「行き先」、「帰宅時間」を確認しましょう。
- 3 子どもに声をかけている人を見たら、声を掛け確認しましょう。
- 4 子どもと一緒に遊び場を確認しておきましょう。
- 5 子どもの帰りが遅くなったときには、迎えに行くようにしましょう。



交通課から ◇平成28年度 南三陸町の交通事故発生状況 (9月末日現在)

区分	人身事故発生件数	死亡事故		負傷者数			物件事故件数
		件数	人数	重傷	軽傷	計	
本年	10	0	0	2	9	11	168
前年	10	0	0	0	15	15	177
増減数	±0	±0	±0	+2	-6	-4	-9

夕暮れ時の交通事故防止(ラ・ラ・ラ運動)にご協力をお願いします

日没の早まりとともに、夕暮れ時の、特に高齢歩行者が被害に遭う交通事故が多発傾向にあります。

「ラ・ラ・ラ運動」とは

- ライト・オン (早めにライトを点灯しハイビームを活用しましょう)
- ライト・アップ (明るい目立つ服装や装備をしましょう)
- ライト・ケアフル (運転席から見て右側を特に注意しましょう)

の、頭文字の「ラ」を運動の名称として呼んでいるもので、薄暗い夕暮れ時に発生する「視界不良を原因とする交通事故の防止運動」です。

運転時は、歩行者の気持ちを、歩行時は自動車の動きを、それぞれ注意することが大切です。



健康コラム

南三陸町第2期健康づくり計画⑤ ～歯の健康～

シリーズ4回目は「歯の健康」についてご紹介します。皆さんは、『歯』には『食べ物を噛む』ことのほかに、どんな役割があるかご存知ですか？実は、「発音を助ける」「表情を作る」「体の姿勢やバランスを保つ」「ものを噛むことで脳に刺激を与える」など、私たちの生活を支える上で欠かせない大切な役割をたくさん持っています。しかし、当町では全国と比べて10年早く歯を失う傾向があり、子どものむし歯も多く、残念ながらあまりよい状況とは言えない現状です。

昨年度行われた歯の健康分野の計画策定作業部会では、委員の方から「出産後、歯医者は治療するところから予防するところになった」「小中学生のころから歯周病予防ができると良い」「定期健診を受ける意識をもつことが大事」といった意見が出されました。その結果、町民・



行政・関係機関がともに繋がりながら、次の目標に取り組んでいくことになりました。

- 目標① むし歯・歯周病予防の大切さがわかる
- 目標② むし歯・歯周病予防をはじめめる(予防法を身につける・歯科健診を受ける)
- 目標③ むし歯・歯周病予防をつづける(自分にあった予防法を続ける)

むし歯や歯周病予防の方法には、『歯磨き』や『子どもの仕上げ磨き』のほか、『おやつ時間を決める』『フッ化物を利用する』『定期的な歯科健診を受ける』など様々な方法があります。

何歳になっても自分の歯を保ち健康に過ごせるよう、自分にあった予防法を見つけ、家族みんなで歯の健康づくりに取り組みましょう。

問い合わせ 保健福祉課健康増進係 ☎46-5113

旧林際小学校特別教室 利用団体等募集

町所有の遊休施設を有効活用するために、旧林際小学校特別教室の利用団体等を募集します。

当該施設は、公益的事業を行う団体等に、事務室としての使用を目的に貸し付けします。

詳しい内容については、町公式ホームページまたは次の問い合わせ先までご連絡ください。

◇問い合わせ 管財課財産管理係 ☎46-11381

地域資源が解るシンポジウム (仮称)開催

南三陸町特有の動植物や地域資源を一堂に集め、もう一度、地域の宝をみんなで理解するためのシンポジウムを開催します。

ラムサール条約潜在候補地である志津川湾の生物等も紹介し、ラムサール条約登録についても学べる機会です。その他、復興の歩みなどを紹介するコーナー等も用意する予定です。

シンポジウムの詳細は12月にお知らせいたしますので、みなさんぜひご参加ください。

◆日程 12月18日(日)
◆会場 戸倉公民館
◆問い合わせ 企画課地方創生・官民連携推進室 ☎46-11371

南三陸町森里海協働基盤整備 支援事業費補助事業の事業者募集期間延長

地域の事業者協働による地域産品の付加価値向上への取り組みや、子どもたちが地域資源について学ぶための取り組み等を支援する事業の募集期間を11月30日(水)まで延長します。

町内に活動拠点や住所を有する事業者で、FSC認証やASC認証、南三陸町バイオマス産業都市構想記載事業など、環境に配慮した事業を行っている事業者が対象です。

◆補助対象事業等

- ① コ・ワーキング施設改修事業
 - ② 異業種協働知識共有事業
 - ③ 子ども地域資源発信事業
- (①は補助率1/2以内、②・③は補助率10/10以内)

◆募集期間

11月30日(水)まで

◆申請方法

申請書類の持参または郵送

◆交付決定

予算の範囲内で事業採

択の可否を審査し決定
◆問い合わせ 企画課地方創生・官民連携推進室 ☎46-11371

詳細は町公式ホームページでご確認ください。

野焼きは法律で禁止されています!

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、ごみの焼却は、厳しい基準に合った焼却炉で燃やすか、一部の例外を除いて法律で禁止されています。簡易焼却炉やドラム缶などを使用した野焼きは法律違反です。

なお、例外として認められているたき火やキャンプファイヤー等であっても、火災とまぎらわしい煙または火災を発するおそれのある行為を行う場合は、消防署長に届出が必要です(消防署長への届出をしても野焼きの行為が許可されたものではありません。詳しくは南三陸消防署(☎46-2677)にお尋ねください)。

※野焼きの罰則:5年以下の懲役もしくは、1,000万円以下の罰金、またはこの併科

◇問い合わせ

環境対策課廃棄物対策係 ☎46-15528

南三陸消防署からのお知らせ

ヒートショックに気をつけよう!!

問い合わせ 南三陸消防署 ☎46-2677
南三陸消防署歌津出張所 ☎36-2222

気温が低くなり、いよいよ冬本番が近づく季節となってきました。皆さんはヒートショックという言葉は聞いたことがありますか?ヒートショックとは、家の中の急激な温度差がもたらす身体への悪影響のことです。急激な温度変化により、血圧が大きく変動することで、失神や心筋梗塞、脳梗塞などを起こすことがあります。お風呂で入浴中や洗面所、トイレといった暖房器具がなく温度変化が大きい場所で起こっています。

ヒートショックを防ぐ5つのポイント!!

- ・入浴前には浴室と脱衣所を暖めておく。
- ・いきなり浴槽に入らず、身体をお湯で暖めて入浴する。
- ・飲酒後の入浴は控える。
- ・上着などを着用して体温調節をはかる。
- ・家族に一声かけておく。



平成28年の 南三陸町災害発生件数(平成28年11月4日現在)

救急件数 481件 火災件数 1件(広域管内 14件)

残念ながら、無火災の記録は532日で途切れましたが、住宅火災の無火災は継続中です。今後も無火災を目指し、みんなで協力して安心・安全な町づくりをしていきましょう。

無火災継続「26日」(平成28年11月4日)
住宅火災無火災記録「589日」継続中

復興へ、ともに

50

このコーナーでは全国の地方公共団体から南三陸町に派遣されている職員を紹介します。



【氏名】高井 一輝

【派遣元】埼玉県 さいたま市

【所属】保健福祉課
(社会福祉係)

今年の4月から保健福祉課にて障害福祉業務を行っております。初めての東北での生活ですが、派遣されてから半年が経ちようやく慣れてきました。これからの冬の寒さには不安はありますが、微力ながら皆様のお役に立てるよう頑張りますのでよろしくお願いいたします。



【氏名】姫野 覚哉

【派遣元】神奈川県 川崎市

【所属】建設課
(土木建築係)

20代最後の年を南三陸町で過ごせることを光栄に思います。昼休みに海沿いを走っている自分を見かけたら、どうか温かい目で見守ってあげてください。



【氏名】日野 精二

【派遣元】兵庫県

【所属】産業振興課
(水産業振興係)

4月の赴任からあっという間に半年が経過しました。とても恵まれた環境で業務に取り組んでいます。「兵庫県から派遣があって良かった」と思っただけのよう、これまでの経験を活かして頑張りたいと思います。



【氏名】黒野 貴志

【派遣元】埼玉県 新座市

【所属】環境対策課
(廃棄物対策係)

環境対策課にて廃棄物対策業務に従事しております。東北の寒さを日々感じながら、美味しいモノをたくさんいただいています。残りの派遣期間の間に、また違う南三陸町の魅力を見つけ、派遣元に広げていきたいと思っています。短い間ではありますが、よろしくお願いいたします。

文化財探訪

文化財を見て歩こう！

町指定 史跡

唐船番所跡 歌津字尾崎

泊崎突端に行く途中の左方台地にあるのが唐船番所跡です。

唐船番所は外国船の監視所で、泊崎の番所は正保3年(1646年)2代藩主伊達忠宗のときに設置されました。江戸時代、徳川幕府は鎖国政策をとり、わが国への外国船の渡来を禁止しました。そのため仙台藩は海岸の要所に番所を設置し、海岸に外国船が見えたときは打払うよう指示したのです。この場所は外洋に突出しているため船の往来を見張る場所として適当であり、その監視範囲は気仙沼から泊崎まで7里16町48間(29.3キロ)の区間でした。

仙台藩領では泊崎のほかハケ森(大船渡市)、鮎川(石巻市)、大浜(東松島市)、磯浜(山元町)の計5ヶ所に唐船番所を設置し、明治2年1月の停廃まで見張りを続けました。

ご存知ですか？ 文化財保護のこと

土地に埋もれている昔の建物跡やそれに伴う土器・石器などは町の大切な文化財です。一旦壊してしまえば二度と元に戻すことができません。これから住居の新築や土地の造成・改良などをお考えの場合は、必ず教育委員会にご一報ください。



問い合わせ

教育委員会生涯学習課文化財担当
☎46-2639 FAX 46-2607